

## 寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定子ども園法」という。)の規定に基づき実施する、確認制度に基づく指導監査(以下「確認監査」という。)について、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、児童福祉法及び認定子ども園法の例による。

### (確認監査の対象)

第 3 条 この要綱による確認監査の対象は、別表第 1 に掲げる特定教育・保育施設等(以下「施設」という。)とする。

### (確認監査の方針等)

第 4 条 確認監査は、施設の適切な運営と子どもの適切な処遇を確保することと併せて、本町における子ども・子育て行政の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として実施する。

2 確認監査は、国の特定教育・保育施設等指導指針及び特定教育・保育施設等監査指針、本町の指導監査方針、これまでの指導結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。なお、施設の設置者が当該施設の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人の監査(以下「外部監査」という。)を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、会計経理及び予算・決算に係る項目について指導の対象としないことができる。

### (確認監査の種別等)

第 5 条 確認監査は、指導及び監査で構成し、指導は、集団指導及び実地指導により

実施する。

- 2 確認監査の内容等は、国の特定教育・保育施設等指導指針及び別表第 2 に掲げる項目とする。

(確認監査の体制)

第 6 条 確認監査は、確認監査所管課の職員 2 人以上をもって実施する。

(指導内容)

第 7 条 指導は、次の各号により実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、特定教育・保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費、特定施設型給付費及び認可保育所委託料（以下「施設型給付費等」という。）の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について必要と考えられる内容が生じたときに、講習等の方法で行う。なお、やむを得ない事情により欠席した施設の設置者等には、当時使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、集団指導への参加を指導するものとする。

(2) 実地指導

実地指導は、内閣府令等の遵守状況を確認するために、実施期日の 30 日前に施設の設置者等に対し通知し、必要とする関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

(指導の結果等)

第 8 条 町長は、前条第 2 号の実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によって指導内容の通知を行い、施設に対し、当該通知の改善報告書の提出を求めるものとする。

- 2 町長は、神奈川県知事に対して、必要があると判断した場合、前条の指導の概要や結果等について情報提供を行うことができる。

(監査への変更)

第 9 条 町長は、実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を行うこととする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該施設を利用している子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は不当が認められる場合

(監査結果の通知等)

第 10 条 監査の結果は、施設の設置者等に文書で通知する。

2 施設の設備及び運営についての基準又は関係法令若しくは町の要綱等に違反する事項については、要報告事項とする。この場合において、当該報告事項については町長の定める日までに改善報告書の提出を求め、当該報告書の提出にあたっては、改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の資料を併せて提出するものとする。

(改善勧告等)

第 11 条 監査にあつては、施設及び施設の設置者等に確認基準違反等が認められた場合、必要に応じて認可権者等と連携を図りながら、法第 39 条第 1 項及び第 51 条第 1 項の規定に基づき期限を定めて施設の設置者等に必要な改善を勧告する。

2 前項の勧告を受け、その後改善等が見られないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを施設の設置者等に命令し、町のホームページに公表するとともに、速やかに県知事に通知する。この場合において、当該命令事項については町長の定める日までに報告書の提出を求める。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 27 日から施行する。

別表第1（第3条関係）特定教育・保育施設等及び根拠法令

特定教育・保育施設等	根拠法令
法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	法第14条第1項、第38条及び第56条
認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	認定こども園法第19条
法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	法第14条第1項、第38条及び第56条
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	—
法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者	法第14条第1項、第50条及び第56条
児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	児童福祉法第34条の17
法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	法第14条第1項、第38条及び第56条
学校教育法第1条に規定する幼稚園	—

別表第2（第5条関係）

対象	項目

施設	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)施設（建物・設備）</li><li>(2)諸規程</li><li>(3)人事管理</li><li>(4)利用者処遇</li><li>(5)苦情対応</li><li>(6)防災対策</li><li>(7)地域及び関係機関との連携</li><li>(8)会計経理</li><li>(9)予算の編成、執行</li><li>(10)決算</li><li>(11)その他</li></ul>
----	---